

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年6月12日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第21号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「基づき」を「定めるところにより」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定による有価証券の担保価格は、時価の10分の9以内とする。ただし、本市が発行する公債証券にあっては、額面金額とする。

第43条の2第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第9号中「及び」を「又は」に改め、同項第12号中「規定する」の右に「本市が定期的に収集する一般廃棄物（ふん尿及び鍋、フライパン、やかんその他の小型の金属製の物を除く。）又は」を加える。

附 則

この規則中第9条の改正規定は公布の日から、第43条の2第1項の改正規定は平成18年9月1日から施行する。

(会計室)